防大会第671号 昭和50年11月4日

各部長学術情報センター長殿各学群長

防衛大学校長

検査官等会計機関の補助者の命免要領について(通達)

改正 昭和 52 年 4 月 18 日防大総第 238 号 平成 10 年 4 月 9 日防大総第 405 号 平成 12 年 4 月 1 日防大総第 339 号 平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号

標記について、下記のとおり実施することとしたので通達する。

記

1 目的

予算執行職員としての補助者の責務を明確にし、かつ、命免行為の迅速化 を図ることを目的とする。

2 対象とする会計機関等

予算執行職員等の責任に関する法律(昭和 25 年法律第 172 号)第 2 条に規定する次に掲げる補助者の属する会計機関等。

- (1) 支出負担行為担当官
- (2) 支出負担行為担当官代行機関
- (3)官署支出官
- (4) 官署支出官代行機関
- (5) 契約担当官
- (6) 契約担当官代行機関
- (7) 資金前渡官吏
- 3 命免の要領
 - (1)前項に定められた各会計機関等ごとに作成された「補助者任命簿」(別 紙第2)により当該補助者の命免行為を行う。
 - (2) 細部要領については別紙第1に定めるとおりとする。

4 その他

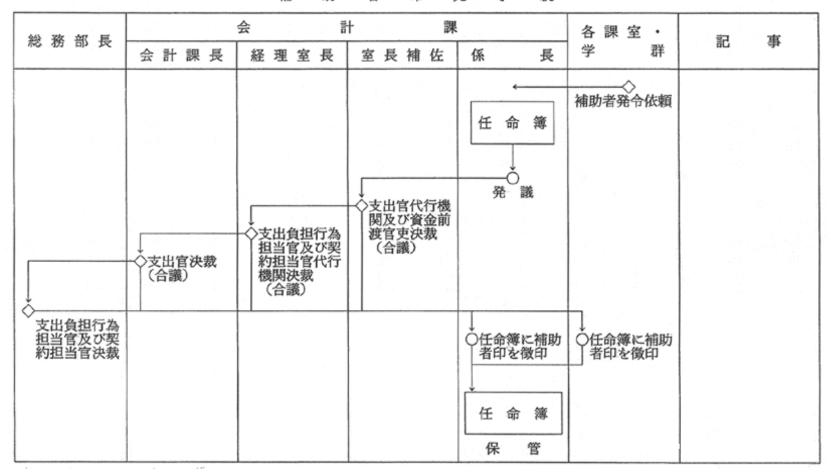
この通達の実施日前に補助者に任命されている者については、改めて任命 行為は行わず、別紙第2の様式に氏名・任命年月日等所要事項を登録するも のとする。

添付書類:別紙第1·第2

補助者命免手続

別紙第1

補助者命免手続



支出負担行為担当官補助者任免名簿

支出負担行為担当官の補助者を命(免)ずる。

支出負担行為担当官 防衛大学校総務部長

決				裁			棡			職		名						
支 出 負 担行為担当官	_		経室	理長	室補	長佐			起	案	補助	者」	氏名	印	任命年月日	免命年月日	備	考
			_						+		_							
	<u></u>										_							
			-		<u> </u>	-		+	-		-	-		-				
			ì						Ì									
	<u> </u>		-		-			_						-				
								1	$oxed{oxed}$									
補助者の事	务の貿	範囲																

注:1 補助者とは、予算執行職員の責任に関する法律(昭和25年5月11日)第2条第1項第12号による補助者をいう。

2 本名簿は、対象とする会計機関等ごとに作成する。